

第1日

平成26年2月25日（火）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。

これより平成26年第1回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付しております会期日程表のとおり、本日から3月20日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの24日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

13番村上百合子議員

14番平田梯子議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から、議案28件の送付を受けたほか、陳情書1件を受理いたしました。

これを一括上程し、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。

本日は、社会科の授業の一環で、杷木小学校の6年生の皆さんが傍聴に来ていただいております。より元気を出して提案理由の説明を申し上げたいというふうに思います。

本日ここに、平成26年第1回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は、私にとりまして市長任期最後の定例会であります。私は、平成22年に市長就任以来、「親と子と孫が一緒に暮らすまちづくり」を目標に7つのビジョンを掲げ、地域の課題やまちづくりへの意見など広く市民の声を聞き、思いを共有しながら誠心誠意全力で市政運営に取り組んでまいりました。その間、議員の皆様を初め市民の皆様との議論を重ね、また御指導いただきながら市政を担当させていただき、一定の成果を上げてきたと思っております。

しかしながら、朝倉市の抱える課題は、まだまだ山積しております。これらの課題を解

決するとともに、将来を担う子どもたちが誇りを持てるまちづくり、子どもからお年寄りまで全ての市民が安心・安全で生き生きと暮らせるまちづくり、そして朝倉市にいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくために、私は12月定例議会の中で、市民の皆様への御理解をいただくことができますなら引き続き市政運営を担わせていただきたいと申し上げました。

本来ならば、この3月定例議会は、新年度に向けて施政方針を明らかにし、各会計予算を御審議いただくところでございますが、改選期でありますので、本定例会に提案しております平成26年度予算につきましては、新規の政策に係るものを除き、義務的経費や継続して年度当初から執行が必要な事業を中心に編成した骨格予算としております。どうか各議員の皆様におかれましては、その旨御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議案の提案理由について説明申し上げます。

本定例会では、当初予算について12件、補正予算について6件、条例の廃止及び一部改正について4件、計画の変更について1件、交通事故による損害賠償について3件、市道路線の廃止及び認定について2件、合計28件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、当初予算につきまして説明を申し上げます。

第1号議案平成26年度朝倉市一般会計予算につきましては、当初予算規模を250億3,000万円とし、対前年度比22億1,000万円、8.1%の減となっております。これは、本年4月に市長選挙が予定されているため骨格予算としたこと、前年度に国営両築平野用水二期事業負担金等の特殊要因があったことなどから、前年度当初予算額と比較して大幅な減となりました。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明申し上げます。

市税は、固定資産税の税率引き下げによる影響はあるものの、法人市民税の回復、個人市民税の均等割500円増、いわゆる復興増税等により対前年度比1億1,482万1,000円、1.6%の増となりました。

次に、一般財源等の中で大きな割合を占める地方交付税と臨時財政対策債は、国が示した平成26年度の地方財政計画では、地方税、地方譲与税及び地方特例交付金の伸びが見込まれるため、地方交付税が対前年度比1.0%の減、臨時財政対策債が7.7%の減となっております。

本市においては、基準財政収入額において法人市民税の回復による増並びに基準財政需要額において公債費の伸び及び職員給与削減分の復元が見込まれるため、おおむね前年度同額程度と見込みましたが、6月の本予算に向け一部留保財源としたため、対前年度比で地方交付税が1億9,500万円、2.6%の減と、臨時財政対策債が7,700万円、6.5%減となりました。このことから、歳入の根幹をなします市税、地方交付税、臨時財政対策債等の一般財源総額は7,637万9,000円、0.5%の減となりました。また、本年4月から消費税率が

5%から8%へ引き上げられることに伴い、自動車取得税交付金は減額、地方消費税交付金は増額となっています。

次に、歳出の主な内容につきまして、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、総務費は、小石原川ダム水源地域整備基金への積立金や市長選挙費の増等はあるものの、光通信サービス環境構築事業補助金やパソコン等更新経費の減等により2億7,338万円、8.2%減の30億5,829万3,000円といたしました。

民生費は、市立保育園施設整備補助金や介護施設整備補助金の減等があるものの、臨時福祉給付金給付事業や子育て世帯臨時特例給付事業等の増等により6,392万8,000円、0.7%増の88億1,647万9,000円といたしました。

農林水産業費は、国営両築平野用水二期事業負担金や活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金等の減により9億9,819万円、43.4%減の13億329万円といたしました。

土木費は、市営松の木団地第2期工事や市街地活性化事業第2期事業に着手していますが、道整備交付金事業の減等により9,746万9,000円、3.1%減の30億8,124万1,000円といたしました。

消防費は、広域消防費負担金の増により1,744万3,000円、2.0%増の8億9,319万2,000円といたしました。

教育費は、小中学校の耐震化事業として、秋月小学校校舎、十文字中学校体育館、比良松中学校技術室等の実施設計費及び杷木地域小学校統合に関する経費を計上していますが、杷木中学校プール建設費、小中学校パソコン更新費等の減により6億4,738万5,000円、24.6%減の19億8,574万8,000円といたしました。

災害復旧費は、平成24年度に発生しました九州北部豪雨等による災害復旧事業経費の減により2億9,933万1,000円、71.6%減の1億1,847万5,000円といたしました。

公債費は、対前年度比1億4,182万6,000円、5.5%増の27億3,567万2,000円といたしました。

なお、詳細内容につきましては、予算審査特別委員会におきまして担当職員から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、特別会計について説明申し上げます。

第2号議案平成26年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、対前年度比18万1,000円、1.8%減の977万4,000円といたしました。

第3号議案平成26年度朝倉市簡易水道特別会計予算につきましては、対前年度比221万4,000円、36.2%増の833万8,000円といたしました。

第4号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定におきまして、対前年度比2億3,098万2,000円、3%増の79億8,742万1,000円といたしました。

直営診療施設勘定におきましては、対前年度比2,341万5,000円、8.8%増の2億8,943万3,000円といたしました。

第5号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比427万7,000円、0.5%増の8億3,954万円といたしました。

第6号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定におきまして対前年度比1億3,045万5,000円、2.3%増の56億9,981万7,000円といたしました。

介護サービス事業勘定におきましては、対前年度比3万4,000円、0.2%増の2,289万7,000円といたしました。

第7号議案平成26年度朝倉市下水道事業特別会計予算につきましては、古賀川等の浸水対策経費及び朝倉地域の特定環境保全公共下水道の区域拡大を行い、三奈木地区等をつなぎ込むための経費を計上いたしましたことにより、対前年度比1億6,590万9,000円、7.8%増の22億8,387万3,000円といたしました。

第8号議案平成26年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、対前年度比136万3,000円、0.3%増の4億2,254万5,000円といたしました。

第9号議案平成26年度朝倉市個別排水事業特別会計予算につきましては、対前年度比2,015万3,000円、7.6%増の2億8,507万3,000円といたしました。

第10号議案平成26年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算につきましては、前年度と同額の46万円といたしました。

次に、第11号議案及び第12号議案につきましては、公営企業会計予算に関する議案であります。

第11号議案平成26年度朝倉市工業用水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間547万5,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入に1億4,335万1,000円、支出に1億3,181万8,000円を計上いたしております。また、資本的収入及び支出において、収入に1,228万1,000円、支出に2,426万1,000円を計上しておりますが、不足分は過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第12号議案平成26年度朝倉市水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間260万1,255立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入に6億2,664万1,000円、支出に5億577万6,000円を計上いたしました。また、資本的収入及び支出において、収入に1億5,847万6,000円、支出に2億3,391万2,000円を計上いたしておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

次に、第13号議案から第18号議案までの補正予算に関する議案につきまして説明申し上げます。

第13号議案平成25年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、国の補正予算に係る主なものとして、三奈木小学校及び甘木中学校の屋内運動場並びに南陵中学校の校舎の耐震事業が補助事業の対象となったこと、公債費を繰り上げ償還すること等に伴い

補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ2億9,294万1,000円を追加し、予算総額を287億8,240万7,000円といたしました。

第14号議案平成25年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）につきましては、償還推進助成事業補助金の増額に伴い補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ103万2,000円を追加し、予算総額を1,098万7,000円といたしました。

第15号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、事業勘定において一般被保険者療養給付費の増額等に伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、予算総額を83億9,838万9,000円といたしました。

第16号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、後期高齢者医療広域連合に対する医療費負担金の減額等に伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1,190万7,000円を減額し、8億2,237万9,000円といたしました。

第17号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、国の補正予算に係る公共下水道の補助事業等を計上いたしましたが、規定経費の減額等に伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1億6,041万4,000円を減額し、予算総額を19億3,626万1,000円といたしました。

第18号議案平成25年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、規定経費の減額等に伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1,868万3,000円を減額し、予算総額を4億2,122万円といたしました。

次に、第19号議案朝倉市甘木勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定につきましては、朝倉市甘木勤労青少年ホームを廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第20号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県が行う農業農村整備事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収する事業を追加したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第21号議案朝倉市企業立地促進条例及び朝倉市過疎地域企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、財団法人地域総合整備財団が一般財団法人に移行することに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第22号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、占用料の額を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第23号議案朝倉市環境基本計画の変更につきましては、朝倉市環境基本計画を変更するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の

議決を求めるものであります。

次に、第24号議案から第26号議案までの交通事故による損害賠償につきましては、公務遂行中に加害者の過失により発生した交通事故によって被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第27号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第28号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして、追加議案を提案申し上げ御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ御報告申し上げ御了承をいただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(井上博之君) 補足を申し上げます。5ページの真ん中ほど、15行になると思いますが、収入ですが、1億5,847万9,000円でございます。

それから、6ページ上から6行のところでございます、の年度ですが、16号議案は平成25年度であります。

それから、真ん中ほどですが、17行から18行のところですが、予算総額4億212万円でございます。

○議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。第1号議案については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、本件については予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く19名の皆さんを指名したいと思っております。これに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました19名の皆さんを予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、2月28日午前10時から行います。

本日は、これにて散会をいたします。

午前10時25分散会